

# 65歳超雇用推進助成金

## 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上の有期契約労働者を無期雇用転換した場合に受給できます。

### <チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している
- ☑ 高年齢雇用推進者を選任していること
- ☑ 高年齢者雇用管理に関する措置を実施していること
  - ・作業施設、作業方法の改善
  - ・健康管理、安全衛生の配慮
  - ・職域の拡大
  - ・勤務時間制度の弾力化・・・・・・・・等
- ☑ 計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までに高年齢法第8条および第9条を遵守していること
- ☑ 支給申請日前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ☑ 65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること
- ☑ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

転換者1人につき

**48万円（38万円）支給！！**

※生産性要件を満たす場合、転換者1人につき  
60万円（48万円）

※カッコ内は大企業

助成額

業種は限定されていません。  
使いやすい助成金です。



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。